

財務省告示第七十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年二月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年三月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十九

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十

の法律及びその条項 四号）第四条第一項並びに特別会

計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格

六

発

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
額 行 争 非 者 特 国 発 競

込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 申 て の 申  
の 度 債 当 込 る か 込  
応 額 市 てる の 。 ら そ の う ち 応 募 額 を 順 次 割 り  
募 額 の 場 特 別 参 加 者 各 の 応  
額 を 囲 内 参 加 者 各 の 申  
を 割 り 当 て る 。 各 申

五

方 募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競  
入 場 も 加 ` た 価 国 定 特 あ 争  
札 特 の 者 財 後 格 債 め 別 つ 入  
発 別 に 者 務 に 競 市 る 参 加 者 財 同  
行 参 よ る 大 行 争 入 札 特 加 者 と 時  
` 加 行 臣 が 札 の 行 入 札 行 ` 同 時  
と 第 以 下 一 第 以下 額 市 札  
い 非 価 格 国 債  
う 。 第 一 以下 額 市 札  
。 非 価 格 国 債  
。 非 価 格 国 債

七 イ 払 価格競争額	行争非者特国 入価・別債 札格第参加場	行争非者特国 入価・別債 札格第参加場	億 国 条 特 に 債 の 別 七 つ 規 会 億 て 定 に 計 円 、 基 関 、 づ す 額 き る 面 発 法 金 行 律 額 し 第 で た 四 千 利 十 六 付 七	億 国 条 特 に 債 の 別 七 つ 規 会 億 て 定 に 計 円 、 基 関 、 づ す 額 き る 面 発 法 金 行 律 額 し 第 で た 四 千 利 十 四 付 七	億 国 条 特 に 債 の 別 七 つ 規 会 億 て 定 に 計 円 、 基 関 、 づ す 額 き る 面 発 法 金 行 律 額 し 第 で た 四 千 利 十 四 付 七	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四
一兆八千四百九十三億八千六百	百九十一億、額面金額で千六	百四十七億、額面金額で千四	億六千七百円、額面金額で六十	億三十九百六十万円	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四	は、ぎ、額面金額で七千四百三十四



の 経 利 入 価 ・ 別 債 行  
払 過 札 格 第 参 市 及  
込 利 発 競 加 場 び  
み 子 率 行 争 非 者 特 国

(一) 年  
○ 募 入 九 パ ー セ ン ト  
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 払 込 金 額 に 加 え 次 の 算  
式 により 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.9}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子  
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ  
る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の  
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も  
の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式  
の 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額  
へ た だ し 、 該 国 債 を 発 行 時  
に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住  
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に  
は 、 前 記 (一) の 算 式 により 算 出 し  
た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外  
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税  
の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を 控 除  
す る こ と が で き る 。

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 により 算 出 し た

金額を支払う。ただし、支払期  
 が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限
平成二十年二月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	日本銀行	額面金額
			百円につき百円	百円	百円
				平成二十四年十二月二十日	平成二十四年十二月二十日
				る利息を支払う。	いて、その日以前六月間に属す
				日を支払期とし、各支払期にお	毎を、六月二十日及び十二月二十
				後第二期	後第二期